

第 1 章 具体計画の適用について

1. 具体計画の位置づけ

- (1) この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「特措法」という。）第 4 条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議。以下「推進基本計画」という。）」第 4 章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。
- (2) 具体計画は、内閣府に平成 23 年 8 月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下「モデル検討会」という。）」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成 24 年 4 月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（主査：河田恵昭関西大学教授。以下「対策検討WG」という。）」が報告した被害想定（以下、「被害想定」という。）に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある先発地震発生時の対応について定めている。
- (3) 具体計画は、南海トラフ地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、南海トラフ地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。

第 1 章 実施計画の適用について

1 実施計画の位置づけ

- (1) この「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画（以下「実施計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「特措法」という。）第 4 条に基づき、平成 27 年 3 月に国の中央防災会議幹事会において策定された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「具体計画」という。）に規定されている緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行う本県への応援に関する事項等について、県災害対策本部の対応等を取りまとめるものである。
また、併せて、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の役割等について、定めるものである。
- (2) 実施計画は、平成 25 年 2 月に取りまとめた「県としての新たな津波浸水想定」、9 月に取りまとめた「県における最大クラスの地震動に関する想定について」及び 10 月に取りまとめた「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 3 月に更新済み）」（以下「県の被害想定等」という。）に基づき、具体計画に示されている国の活動内容を踏まえ、県災害対策本部が実施する災害応急対策に係る応援部隊や支援物資を輸送するルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある先発地震発生時の対応について定めている。
- (3) 実施計画は、南海トラフ地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に国が定めた活動内容を踏まえ、県災害対策本部が実施する災害応急対策に係る活動内容を定めている。したがって、南海トラフ地震を想定した各種訓練を通じて、実施計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。

2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
 - ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度 6 強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合
 - イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域で M 8. 0 以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合（以下、「先発地震が発生した場合」という。）
- ② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

2 実施計画に基づく初動対応と活動体制の確立

(1) 県災害対策本部の初動対応

- ① 宮崎県地域防災計画に基づいて県災害対策本部を設置した後、具体計画に基づく国の応急対策活動が開始された場合には、県災害対策本部は、救助・救急、消火活動等に当たる部隊の集結場所や、国からの支援物資の集積場所等の災害応急対策活動に不可欠な拠点（救助活動拠点 9 か所、航空搬送拠点 4 か所、広域物資輸送拠点 2 から 5 か所）を速やかに開設する。
- ② 県災害対策本部は、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについての総合調整を行う。
- ③ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、政府が、推進基本計画の定めるところにより、緊急災害対策本部を設置し、同本部長が、本県及び県内の特措法第 3 条の南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された市町村長に対して、後発地震に対して警戒する措置（以下「後発地震警戒措置」という。）をとるべき旨を指示した場合、県災害対策本部は、次のとおり措置を講じるものとする。
 - ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域において、市町村が行う地域住民等の避難及び企業等が行う施設等の従業員・利用者等の安全確保等の警戒措置等に関し、必要な支援を行うこと
 - イ 県民及び企業等に対し、事前の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）に係る周知を徹底するため、国や関係する市町村との連携を密にすること
 - ウ 国からの後発地震発生に関する情報等を的確に収集するとともに、防災関係機関に的確に情報を提供すること

(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

- ① 政府は、推進基本計画の定めるところにより、速やかに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定するとともに、必要があると認めるときは、災害緊急事態の布告を閣議にて決定し、速やかに法第 108 条の規定に基づく災害緊急事態への対処基本方針を定める。
- ② 対処基本方針には、次に掲げる事項を定め、広く国民及び企業に対して協力を要請する。
 - ア 災害応急対策に必要な部隊、物資等を被災地に投入するための緊急輸送ルートを確保し、緊急通行車両等の通行の確保に全力を挙げること
 - イ 国防、社会秩序の維持及び消防のために不可欠な部隊を除く警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT¹）、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）その他の応援部隊を被災地に迅速に最大限投入し、人命救助を第一とした災害応急対策活動に全力を尽くすこと
 - ウ 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、応援部隊を重点的に投入すること
 - エ 被災地域以外の警察、消防が被災地への対応に全力を挙げなければならないことを踏まえ、広く国民及び企業に対して、防犯、防災、防火、救急等に関し、自助・共助の意識をもって各地域で取り組むよう、積極的な理解と協力を求めること
 - オ 食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を被災地向けに全国からできる限り確保し、遅滞なく供給するとともにこれらの物資の買いだめ、買い急ぎを防止すること
 - カ 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインの復旧に全力を挙げるとともに、道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの早期復旧を目指すこと
 - キ 被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者に対して「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求めること

(2) 防災関係機関の初動対応

- ① 防災関係機関は、具体計画に基づく国の応急対策活動が開始された場合には、被害全容の把握を待つことなく、実施計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
- ② 県災害対策本部は、防災関係機関が実施計画に基づく行動を開始していることを確認する。また、県民をはじめ、防災関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者に対して「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求める。

¹ DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム。大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

- ③ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、緊急災害対策本部長が、推進基本計画の定めるところにより、特措法第3条の南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を管轄する都府県知事及び推進地域に指定された市町村長に対して、後発地震に対して警戒する措置（以下「後発地震警戒措置」という。）をとるべき旨を指示した場合は、対処基本方針には、上記②に掲げる事項に加え、次のとおり警戒する措置に関する事項を定めるものとする。
- ク 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域において、地方公共団体が行う地域住民等の避難及び企業等が行う施設等の従業員・利用者等の安全確保等の警戒措置に関し、必要な支援を行うこと
 - ケ 国民及び企業等に対し、事前の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）に係る周知を徹底するため、関係する地方公共団体との連携を密にすること
 - コ 南海トラフ域の地震活動、地殻変動の監視を十分に行い、情報の収集・分析を的確に実施するとともに、国民や地方公共団体、関係機関に的確に情報を提供すること
- ④ 緊急災害対策本部は、2.（1）①ア及びイの場合における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行うとともに、2.（1）①イの場合における都府県知事及び市町村長が後発地震警戒措置を実施するために必要な支援についての総合調整を行う。

(3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携

- ① 政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方において、被害の状況等に応じて、速やかに緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。
- ② 現地対策本部は、被災都府県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。
- ③ 現地対策本部は、関係する省庁、都府県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害毎に設定するテーマ（主な災害対応）に沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。
- ④ 現地対策本部は、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を行うため、調整会議を開催するものとする。
- ⑤ 電力供給網、通信網等に支障が生じた場合には、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省その他の関係省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、速やかにライフライン施設の応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対処方針等に基づき、必要に応じて、ライフライン事業者の事業所等の現場での実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(4) 被災者生活・生業再建支援チームの開催

- ① 内閣官房は、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策

- ① 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(3) 政府現地対策本部等との密接な連携

県災害対策本部は、九州地方に政府現地対策本部（候補施設：熊本地方合同庁舎 B 棟）が設置された場合には、情報連絡のための職員の派遣や合同会議等を通じて、情報の共有と状況の認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

(4) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

3. タイムラインに応じた目標行動

- (1) 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた 6 頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関はこれを踏まえて緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な 72 時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

4. 用語の定義

- (1) 具体計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。
- ア 南海トラフ地震：特措法第 2 条第 2 項に規定する南海トラフ地震をいう。
- イ 南海トラフ巨大地震：モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。
- ウ 被災都府県：推進地域をその区域に含む都府県をいう。
- エ 被災府県：被災都府県から東京都を除いた府県のうち、各章の個別の記載内容に対応する関係地方公共団体をいう。
- オ 防災拠点：第 7 章 1. (3) の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの防災拠点の定義は、各章ごとにその詳細を定める。

3 タイムラインに応じた目標行動

- (1) 実施計画では、発災時からの経過時間に応じた 14 ページに示すタイムラインを目安に、防災関係機関はこれを踏まえて県災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、県及び防災関係機関が人命救助のために重要な 72 時間を意識しつつ、応援部隊や支援物資を輸送するルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動等、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

4 用語の定義

実施計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従う。

- (1) 南海トラフ地震 特措法第 2 条第 2 項に規定する南海トラフ地震をいう。
- (2) 緊急災害対策本部 極めて激甚な災害が発生した場合に、災害応急対策を推進するため、内閣総理大臣が本部長となり、災害対策基本法に基づいて内閣府に設置する組織をいう。
- (3) 政府現地対策本部 政府が、災害応急対策の実施を推進するため、被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に設置する組織をいう。
- (4) 防災拠点 第 7 章 1 (3) の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの定義は、各章ごとにその詳細を定める。

